

学校で部落問題をどう教えるか

～小・中・高の教師のための部落問題学習指導資料～

CONTENTS 一目次一

第1章 部落問題に関する疑問を解決します！

- Q1 「部落差別」って何ですか？**
- Q2 部落差別を見たことも聞いたこともないのですが、
今も差別はあるのですか？**
- Q3 なぜ部落差別を教えなければならないのですか？
教えるから差別がなくならないのではないかですか？**
- Q4 「賤称語」とは、何ですか？**
- Q5 これまでの教え方のどこが問題で、
どのように改善していかなければならぬのですか？**
- Q6 部落問題については、小学校6年生担任や中学校社会科担当、
高校地歴・公民担当で教えればいいのではないかですか？**
- Q7 学習指導要領には部落問題についての記述がないのですが、
学校で教えなければならないという（法的）根拠は何ですか？**
- Q8 小・中・高の発達段階に応じて、どのような学習内容を
組み立てていけばいいのですか？**

第2章 15分でたどる部落差別の歴史

- History 0 わたしたちが習ったことは、まちがいだった！**
- History 1 平安～鎌倉時代の被差別民衆の姿**
- History 2 室町～安土桃山時代の被差別民衆の姿**
- History 3 江戸時代の被差別民衆の姿**
- History 4 明治時代の被差別民衆の姿**
- History 5 大正時代～戦前の被差別部落の姿**
- History 6 戦後（昭和時代）の被差別部落の姿**
- History 7 今の被差別部落の姿**
- History 8 まとめ～どこがまちがっていたのか～**

第1章 部落問題に関する疑問を 解決します！

わかった！



Question 1

「部落差別」って、何ですか？



部落差別（部落問題）とは

「部落」とは、人が集まって住む「集落」のことです。「部落差別」とは、特定の「集落」及び「その集落に住む人」を忌避したり排除したりする差別のことを言います。このような差別意識は、長い歴史の中で社会の意識として形成されてきました。それが、明治時代に「部落差別」という人権問題に変質し、現代に至るまで実態的・心理的差別は解消されていません。

なぜ、このような差別が生まれたのでしょうか。それは、歴史的に特定の集落の人々を差別する考え方方が、多くの人に刷り込まれていったからです。ここで間違ってはならないのは、差別される人が存在するから差別が起こるのではなく、差別する人がいるから差別される人が生み出されるという本質です。

差別の問題を考える際には、「なぜ差別されたのか」を追求しても答えは見えてきません。差別は、差別する側の問題ですから、「なぜ差別したのか」を問わない限り、その本質は見えてこないのです。



部落差別を生み出す考え方（差別意識）とは

では、「部落差別」を生み出す考え方（差別意識）とは、どのようなものなのでしょうか。そこには、部落差別だけでなく、あらゆる差別を生み出してきた歴史がありますが、そのことについては「第2章」を参照してください。

今、現代に残っている差別意識とは、以下のようなものです。

- ①差別を受けている人々（被差別部落／同和地区）は、民族や人種が違い、
自分たちと比べて劣っている。（優生思想）
- ②被差別部落の人と血縁関係を結ぶと、家柄（血筋）が穢れる。
(ケガレがうつる)
- ③差別は良くないと思うが、関わると自分たちが差別されそう。
- ④被差別部落の人々は、何かあると集団で来る。怖い。

①は、優生思想と呼ばれるもので、「人間には生まれながらに優劣がある」という考え方です。当然、そんなことはありえませんが、このような考え方は

「部落差別」だけでなく、「障がい」者差別や在日外国人差別、性差別にも共通しています。②は、目に見えない災い（ケガレ）がうつるという考え方です。この「目に見えないものがうつる」という考え方こそ「ケガレ意識」と呼ばれるもので、「血が穢れる」という意味で多くの結婚差別を生み出してきました。また、ハンセン病など病気に対する差別の根源も、この「うつる」という考え方です。③は、自分たちが差別を受けたくないがゆえに、「自分には関係ない」「いけないことだとは思うが、関わりあいたくない」という自己中心的な考え方です。この考え方を正当化するために、「教えるから差別がなくなるんだ」という「寝た子を起こすな」論を持ち出す人が多くいます。④については、現代特有の考え方です。被差別部落の人々は力を合わせて差別に立ち向かってきた歴史があります。差別は、一人ではたたかえないので当然のことです。本来ならば、「差別する人が怖い」のに、自分たちが関わりたくない理由にすり替え、予断と偏見をばらまく最も悪質な考え方です。



自分が差別されないための最善の方法は、差別をなくすこと

「部落差別」をはじめ、どんな差別も受けたくないという思いは誰しもが持っている願いであり、それは人間として当然の願いです。では、差別を受けないためにはどうすればよいのでしょうか。その答えは、差別をなくすことです。差別がある限り、誰もが「差別する側」「差別される側」に立たされる可能性があります。「知らない」ことで「差別をする側」になってしまった事例も数多くあります。しかし、誰かを傷つけてしまった後に「知らなかった」では済ません。

差別をなくすためには、二つのことが必要です。一つは、自分たちの中の差別につながる考え方方に気付くことです。もう一つは、社会の中の差別的なシステムや慣習を変えることです。この二つのことは、差別について学習しない限りできません。今、社会は確実に差別をなくす方向で動いています。「インターネット上の差別的な書き込み」は、反論する人が増えてきたおかげで、減少しています。「ヘイトスピーチ」に対しても、有罪判決が出されました。このように、差別自体をなくしていけば、差別を受ける可能性もなくなっていくのです。

さらに、「困っている人を見過ごして、『しようがないから』と自分を納得させる生き方」と、「困っている人のために、微力でも自分にできることをする生き方」は、どちらが幸せでしょうか。後者の生き方ができれば、自分の生き方に誇りを持つことができるようになります。これこそが、人間にとっての本当の「幸せ」なのではないでしょうか。どちらの生き方を選ぶかは、わたしたち一人ひとりの自由です。重要なのは、それを判断し、選択するのはわたしたち自身であるということです。

「人権」とはどこかの誰かが与えてくれるものではありません。自分たちで獲得し、守っていくものなのです。

Question 2

部落差別を見たことも聞いたこともないのですが、
今も差別はあるのですか？



差別は、見ようとしなければ見えない

今なお、被差別部落に関する行政への問い合わせは後を絶ちません。また、県内の被差別部落では、今なお結婚差別に悩んでいる青年、職場での偏見にさらされている人、我が子に被差別部落出身であることをどう伝えるべきか悩んでいる保護者の姿があります。しかし、このような悩みを被差別部落の人々は進んで話そうとはしません。よほど深く関わり、信頼関係のある人にしか話されません。それは、わたしたち自身のことを考えても、当然のことです。それゆえに、差別は見えにくくなっています。見ようとしなければ、見えないのです。わたしたちがわかっておかなければならぬのは、「差別が見えないこと」と「差別がないこと」はイコールではないということなのです。

被差別部落の人々は、「特別な人」でも「かわいそうな人」でもありません。すべての人と同じように、自分の「ふるさと」で幸せに生きたいと願っている人々です。しかし、そこに生活する毎日が「差別とのたたかい」なのです。ただイメージで「差別されたかわいそうな人」と考えるのではなく、実際に話をしてみて「日々、差別とたたかい、たくましく生き抜こうとしている人々」であることを理解しておくことが大切です。



近年、県内で発生した差別事象

近年、佐賀県内で発生した差別事象として、以下のような事例が報告されています。

【地域社会における差別事象】

- ◆ 東京都内のある法律事務所の司法書士や元弁護士が、職務権限を悪用し、探偵者や調査会社の依頼を受けて、戸籍謄本等を不正取得した。県内の被差別部落住民が被害を受けている。(2012年)
- ◆ 行政が委託した警備会社の職員が、地域住民からの被差別部落に関する電話での問い合わせに応対した際、賤称語を発言した。(2013年)

【学校現場における差別事象】

- ◆ 県内出身の大学生が、インターネットの差別的な書き込みを見て、出身高校やその関係者に差別文書を送りつけた。(2009年)
- ◆ 県内の高校で、国語の授業中、私語をしていた生徒が友人に対し、「うるさいだまれ、この○○(賤称語)」と発言した。(2013年)
- ◆ 県内の中学校で、夏期休業中に教室の机やトイレに賤称語を用いた差別書きが発見された。(2013年)

Question 3

なぜ部落問題を教えなければならないのですか？
教えるから差別がなくなるのではないか？



教えなかつたら、どうなるか

Question2の学校現場における差別事象の中に、県内出身の大学生が差別文書を出したという事例を紹介しました。おそらくこの大学生は、高校時代までに正しい部落問題認識を得ることができないまま卒業したのでしょう。インターネット上の差別的な書き込みをそのまま受け入れてしまったのです。子どもたちに部落問題についての認識を育まないことは、子どもたちを差別者にする危険性をはらんでいるのです。この事例から、部落問題について教えなければ差別はなくなるという考えは間違っていることがわかります。

また、被差別部落の子どもたちにとってはどうでしょうか。今の被差別部落の子どもたちは、差別が見えにくいがゆえに、自分が被差別部落出身であることを知らずに社会に出て行くことが多くなっています。Question1でもふれたように、被差別部落の親たちも我が子に被差別部落出身であることを伝えることが難しくなってきているのです。だからといって、部落問題に対する正しい認識を育んでいかなければ、いつか部落差別に出会ったとき、自ら命を落としてしまうような最悪の選択をする可能性があります。

このように、「寝た子はいつか起きる」のです。だから、高校までに「正しく起こす」ことが大切なのです。学校における部落問題学習は、「子どもたちを差別者にしない」ための取組でもあり、「子どもたちの命を守る」取組でもあるのです。



子どもたちにとっての部落問題を学ぶ意義

子どもたちにとって、部落問題を学ぶことにはどのような意味があるのでしょか。実は、部落差別の問題とほかのさまざまな人権問題は、本質的に共通している点が多くあります。「部落問題を学ぶ」とは、「部落差別を学ぶことを通して、差別とは何かを明らかにしていくこと」なのです。部落問題を学ぶことで、ほかのさまざまな人権問題にも気づくことができるようになります。その中で最も重要な学びは、「差別は、差別する側がいるから起こる」ということに気づくことです。差別が起こると、「差別される側にも原因がある」と思い込まされていきます。それこそが、「差別の罠」なのです。しかし、上記の本質に気づいていれば、自分を責めることから解放され、自ら命を落とさずにつみます。これこそが、部落問題（差別）を学ぶ最大の意義なのです。

Question 4

「賤称語」とは、何ですか？



「賤称語」とは

「賤称語」とは、ひと言で説明するならば、「人を傷つけるためだけに生み出された言葉」だと言えます。現在でも残念ながら、さまざまな人権問題ごとに「賤称語」は存在します。

部落問題においては、以下のような「賤称語」があります。

- ◆ 「穢多（えた）」
- ◆ 「非人（ひにん）」
- ◆ 「四つ（ヨツ）、四つ足」
- ◆ 「長吏（ちょうり）、ちょうりんぼう」
- ◆ 「同和」
- ◆ 「特殊部落」
- ◆ 「新平民」

「穢多」とは、文字通り「穢れが多い人」という意味です。「非人」とは、「人ではない人」、「四つ」は、さらに「四本足の畜生である」という意味です。「穢れが多くて、人ではない畜生」そんな人は見たことがありません。そんな人は存在しないのですから。

「長吏」とは、江戸時代の下級警察の仕事のことです。江戸時代、被差別身分の人々は、身分に対する仕事の割り当て（役負担）として、死牛馬の処理とともに、刑吏の仕事を担っている地域がありました。それが、蔑称となって「ちょうりんぼう」という言葉だけが蔑称として残っています。

「同和」「特殊部落」とは、「同和地区」または「同和地区の人」という意味ですが、これも差別落書きなど、差別的に頻繁に使われています。教職員の中に、「同和の研修」などと使用する人がいますが、部落差別の現実を認識できていないと言わざるを得ません。

「新平民」とは、明治時代のいわゆる「解放令」によって、新たに平民になったという意味です。明治時代の戸籍には、わざわざそれが分かるように「新平民」と記載されました。差別意識の根深さを表す象徴的な言葉です。

「賤称語」を知らないければ、生活の中で耳にしても、その差別性に気づくことはできません。それどころか、自ら言葉にして発してしまうかもしれません。子どもたちも同じです。しっかり意味を教え、人に対して使ってもいい言葉かどうか自分で判断できるようにすることが大切なのです。

Question 5

これまでの教え方のどこが問題で、
どのように改善していかなければならないのですか？



これまでの部落問題学習の問題点は何か

Question2でこれまで学校現場で起こった差別事象についてふれましたが、これはすべて教育の課題です。その問題点は、以下のように整理することができます。

- ① 差別は、「思いやり」や「心がけ」でなくせるという考えに教職員がとらわれている。
- ② 歴史的事実を正しく教えることが目的になってしまっている。
- ③ 子どもたちにとっての意味ある（役に立つ）学習になっていない。

これらの問題点について、さらに詳しく掘り下げてみます。

【①の問題点について】

わたしたちは、「思いやり」や「心がけ」で差別やいじめの問題をなくしていくことができるという考えにとらわれていないでしょうか。なぜ、そのように考えるかというと、学校現場でよく行われている差別やいじめの授業を見たとき、「差別やいじめはこれだけひどいのだから、差別やいじめをしないようにしましょう。」「つらい思いをしている人がたくさんいます。だから、差別やいじめをしないようにしましょう。」という内容が多く見られるからです。

部落問題の学習を行う場合、厳しい差別の現実にふれないことはありません。しかし、学習がそこで終わった場合、子どもたちの中に何が残るのかを客観的に考えてみましょう。被差別部落の出身の子どもたちは、「自分たちは将来そんな差別を受けなければならないの？じゃあ、がんばっても意味がないじゃないか。」と受けとめる可能性があります。被差別部落以外の子どもたちは、「差別を受けている人たちはかわいそう。でも、自分は被差別部落出身じゃなくてよかった。」「はやく（だれかに）差別をなくしてほしい。」というよそ事、他人事の感想で終わってしまう可能性があります。

わたしたちは、子どもたちにこんな学びをさせるために授業をしているのではないはずです。差別に対して憤りを感じ、差別をなくすため行動していくことができる子どもたちを育てるこことを目標にしているはずです。しかし、結果的に子どもたちがどんな学びを得ているのかを客観的にとらえていかない限り、ただの教師の自己満足の部落問題学習に陥ってしまうのです。

【②の問題点について】

もう一つの教師が陥りやすい考えは、「部落の歴史を正しく教えれば、差別をなくそうとする子どもが育つ」というものです。

歴史の事実を正しく知ることは大切なことです。しかし、いくら歴史の事実を正しく学んでも、それは子どもたちにとって過去のことしかありません。その証拠に、県内出身の大学生の感想には以下のようなものが多く見られます。

◆部落問題が今でもあるなんて思いませんでした。昔のことだと思っていました。

県内の部落問題（部落史）学習の実態を見たときに、平安時代から大正時代までの授業実践は数多く見られますが、現代の部落問題を学ぶ授業はほとんど見られません。本来、現代の部落問題を正しく捉えるために、部落史を学んでいるはずなのに、現代の授業がぽっかりと抜けているために、上記のような大学生の感想が結果として現れてきています。

歴史を学ぶ本当の意味は、過去の歴史的事象から、これから社会の在り方や自分自身の生き方を見いだしていくことです。歴史の「物知り」を育てることではありません。このことを自覚しない限り、これも教師の自己満足の部落問題（部落史）学習に陥ってしまうのです。

【③の問題点について】

人権教育の目標は、被差別の立場にいる子どもたちが自信と誇りを取り戻し、将来への展望を見いだしていくことです。しかし、①・②の問題点を見ると、その目的意識がぽっかりと抜けていることがわかります。それは、「目の前の子どもたちがどんな学びを必要としているか」という子どもたちのニーズを捉える視点が抜けているからです。

子どもたちが実際のいじめの場面に直面したとき、「いじめはいけないこと」ということは分かっていても、どう行動していけばいいのかがわからずにもがいている姿が多く見られます。それは、「いじめ（差別）は、なぜ起こるのか」「いじめ（差別）は、どうすればなくしていけるのか」という学びを得られていないからです。これこそが子どもたちが欲している学びであり、部落問題学習を通して子どもたちに育まなければならない認識なのです。

このような子どもたちのニーズに応えられる部落問題学習を創造していくなければなりません。では、どうすればそのような部落問題学習を創造していくことができるのかということについて、次に述べていきます。



これからの部落問題学習を創造していくために

【わたしたち自身の差別認識や部落問題認識を問い合わせましょう】

子どもたちから、「差別はなぜ起こるんですか。」「差別は、どうすればなくしていいけるんですか。」と尋ねられたとき、どう答えますか。まずは、わたしたち教師自身が、その答えを自分の中で整理しておく必要があります。

「差別はなぜ起こるのか」その答えは、一つしかありません。それは、「差別する人がいるから」です。差別する人がいるから、差別が起こり、差別される側が生み出されるのです。差別される人がいるから差別が起こるのではありません。

では、なぜ人は差別するのでしょうか。そこには、差別することによって「安心したい」「自分のストレスを発散したい」という気持ちが隠れています。また、「自分には関係ない」「自分さえよければいい」という無関心や自己中心的な考え方があります。さらに、「何とかしたいけれど、自分にはどうしようもない。」というあきらめ的な考え方もあります。しかし、本当にそうなのでしょうか。

差別することによって、真の安心感や満足感が得られることはできません。逆に、自らの良心の呵責にさいなまれ、それをごまかして生きていかなければなりません。「自分には関係ない」「自分さえよければいい」という考え方には、一見自分を守るように見えますが、それは差別を温存し、自らを差別者や被差別者にする危険性を残すことになります。「自分には、どうしようもない」ということは、自分の可能性や存在意義を自ら放棄することです。実は、誰にでも「自分にできること」「自分にしかできないこと」が必ずあります。わたしたちは、教師という立場だからこそできることがあるのです。

【これからの部落問題学習を創造していくために】

わたしたちにできることは、教育現場の中で、子どもたちとともに「差別とは何か」「差別は、どうすればなくせるのか」ということを追求していくことです。それが、子どもたちの学びのニーズに応えることにもつながります。

では、どうすればそのような学び（部落問題学習）を創造していくことができるのでしょうか。そのためには、まず「差別の本質」を整理してみるとが大切です。ここでは、その一つの例を紹介します。

◆差別とは何か

- 人をいじめること
- 人をバカにすること
- 人を仲間はずしにすること

「差別とは何か」については、一人ひとりさまざまな考え方を持っています。しかし、子どもたちにはシンプルに分かりやすく整理することが必要です。そうすることで、「遊び」と「いじめ」のちがいなども判断できるようになります。

◆差別の本質とは何か

- 差別は、差別する人がいるから起こる。
- 差別は、誰も幸せにしない。
- 差別は、自信・夢・命・仲間を奪う。
- 差別をなくすことは、みんなの幸せにつながる。
- 痛みを知っている人間だけが、本当の強さと優しさを持つことができる。

「差別の本質」を整理しておくことで、部落問題を通して子どもたちと何をつかみとつていけばいいのかが明らかになります。これらのことは、歴史的事実や事象を掘り下げていくことで明らかにしていくことができます。具体的な実践事例については、後に掲載している部落問題学習モデルプランを参照してください。

◆差別をなくすために必要なことは何か

- 人と比べるのではなく、自分の成長をめざすこと
- 誰かの役に立つことで喜びを感じられる自分になること
- 身の回りで困っている人を見逃さないこと
- 困ったときには、必ず誰かと相談し、行動すること

部落問題を過去のことではなく、今のこととして考えることも重要です。部落問題とは、「住んでいる場所によって、人を判断する（差別する）」ことです。実は、同じような問題はインターネット上にあふれています。例えば、インターネット上で佐賀県民を「賀人」と蔑視する書き込みがあります。この問題を考えることで、部落問題の不合理さを実感として理解することができます。

また、この事例においては、多くの人が反論の書き込みをしています。そのおかげで、「賀人」の書き込みは激減しています。このことからは、一人ひとりの小さな行動の積み重ねが、差別をなくしていくことを学び取ることができます。

差別をなくしていくためには、まず自分たちの身の回りで困っている人を見逃さないこと、そして、その人の笑顔を取り戻すために自分にできることを一つでも行動に移すことが大切なのです。このようなことを実感できる教育活動を、部落問題学習と並行して創造ていきましょう。

Question 6

部落問題については、小学校6年生担任や
中学校社会科担当、高校地歴・公民担当で
教えればいいのではありませんか？



「誰かが…」ではなく、自分の言葉で伝えることが重要

確かに、歴史学習を担っているのは社会科であり、小学校で言えば6年生担任、中・高で言えば社会科担当職員になります。

しかし、わたしたちはすべての子どもたちに確かな部落問題（差別）認識を育むことをめざしています。そんな子どもたちに、「部落問題については、先生は詳しくないから、(社会科) 担当の先生に訊いてね。」と教師が言った場合、子どもたちはどう受けとめるでしょうか。「先生は、大切な問題と言ひながら自分は学ぼうとしていないじゃないか。」と思うことでしょう。

これまでの学校現場における差別事象の際にも、「担当者まかせになっていたのではないか。」「学校全体（全職員）としての取組になっていたいなかったのではないか。」という課題が指摘されています。すべての教職員が、部落差別の解消を自分自身の課題と捉えることができて、初めて同じように考える子どもたちが育つのではないでしょうか。

「わたしは、差別の問題に詳しくないから、授業に自信がない。」という声も聞きますが、自分が担当する教科の学習で同じようなことを言った場合、どう言われるでしょうか。「それは、しっかり教材研究をするしかないね。」と言われることでしょう。最初から、確かな部落問題認識を持っていたり、完璧な授業ができたりする教師などいません。被差別当事者の思いや歴史的事実を学び、悩みながら実践を積み重ねて少しずつ子どもたちに届く部落問題学習ができるようになるのです。たとえ不十分であっても、真摯に学ぼうとしている教師と学習した子どもたちは、その教師の姿から学び続けることの大切さを感じてくれるでしょう。

また、子どもたちが最も耳を傾けるのは、教師自身の体験談です。教師自身の体験は、一人ひとりすべて違います。一人ひとりの教師が、自分の体験として、実際に自分の心で感じたこととして、子どもたちに語りかけていけば、子どもたちも「先生が自分のことを話してくれた」「自分も先生の思いに応えたい」と思ってくれます。それは、知識だけ、建前だけの学びとは比べものにならない、子どもたちの心に残る豊かな学びになるでしょう。

わたしたち一人ひとりが、「自分にできる」「自分にしかできない」部落問題学習を追求していくことで、社会科だけでなく、総合的な学習の時間や教科・領域の時間を使った豊かな部落問題学習を創造していくことができるのではないか。

Question 7

学習指導要領には部落問題についての記述がないのですが、学校で教えなければならないという（法的）根拠は何ですか？



文部科学省が示している人権教育の方向性

1993年、国連は世界人権宣言45周年を機に、世界人権会議を開催し、世界的に人権教育の推進が必要であることを提起しました。これを受け、1995年～2004年を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。さらに、2004年の国連総会においては、国連10年の取組を継続し、21世紀を人権の世紀としていくための「人権教育世界プログラム」を2005年から開始していくことが決議されました。

このような国際的な動向を受けて、日本でも「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000年）」が制定され、文部科学省は2008年に「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」を発表しました。この「とりまとめ」は、これからの人権教育の在り方を示したものであり、これが学校で人権教育を推進するための指針となっています。

この「とりまとめ」の「はじめに」では、以下のように記述されています。

(注) 基本計画は、「人権教育の実施主体」として「学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人など」を示した上で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害等の個別的課題を挙げ、「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」としている。

このように同和問題（部落問題）を個別の人権課題として取り上げていく必要性が明記されているのです。

実は、学習指導要領にも、明確に部落問題という言葉はありませんが、「だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。（小学校5・6年道徳）」「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。（中学校道徳）」というように、社会科以外でも「人権」や「差別」に関する目標記述があるのです。

Question 8

小・中・高の発達段階に応じて、
どのような学習内容を組み立てていけばいいのですか？



発達段階を踏まえた指導方法の工夫

Question 7 でふれた文科省「とりまとめ」には、発達段階を踏まえた指導方法の工夫について、以下のように示されています。

● 幼児期

遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要。

● 小学校 1～3 年

生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導くような配慮が必要である。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切である。

● 小学校 4～6 年

人権の意義や重要性に関する知的理解が抽象的なものに止まらないために、体験的な学習を併用して、具体的人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成を図ることが求められる。

● 青年初期（中学校段階）

青年初期の特色を理解した上で、生徒の自己肯定感を育てるとともに、多様な生の在り方や様々な価値観を持って生きる他者の存在を、知的にも感覚的にも受容できるように導く学習が求められる。

● 青年中期（高等学校段階）

この時期には、様々な人権教育が可能である。しかも、多くの生徒にとって系統的・計画的な人権学習のための最後の機会となることも考えなければならない。あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れて、積極的に人権教育に取り組むべきである。

このような発達段階を踏まえた指導方法の工夫を考慮した学習内容を組み立てていくことが大切です。

第2章 15分でたどる 部落差別の歴史

そうだったのか！



History 0 わたしたちが習ったことは、まちがいだった！

わたしたちは、学生の頃、部落問題について以下のように習ってきたのではないでしようか。

- 江戸時代の身分制度は、「土・農・工・商・えた・ひにん」でした。
- 江戸幕府は、人々の不満をそらすために、被差別身分をつくりました。
- 被差別身分の人々は、人が嫌がる仕事をさせられていたために、差別されました。
- 被差別身分の人々は、厳しい差別の中で、貧しい暮らしをしていました。
- 「解放令」が出されても、ひどい差別が続きました。こんな差別はおかしいですよね。かわいそうですよね。つらい思いをする人がいなくなるように、みんなで差別をなくしていきましょう。

いかがですか。しかし、今、これらはすべて間違います。わたしたちが学生だった頃と比べて、部落史に関する研究は飛躍的に進んでいるのです。いったいどこが間違っているのでしょうか。そこを考えながら、読み進めていってください。

History 1 平安～鎌倉時代の被差別民衆の姿

平安時代。それは、貴族が政治を進めていった時代でした。仏教の力で国を安定させようとしていた貴族たちは、死や天災などを引き起こす「ケガレ（災い）」はうつるものだと考え、自分たちにわざわいがふりかかることを恐れました。「ケガレ」が自分たちにうつらないようにする必要があったのです。そこで、神社や通りを清掃する、死んだ動物を片付ける、罪人をつかまえるなどの仕事を担う人（「キヨメ」）の存在が必要となりました。すると人々の中に、貴族の命令で、または自分たちの生活の糧を得るために、このような仕事を担う人たちが現れました。このような人たちのおかげで貴族のくらしが成り立っていたにもかかわらず、貴族たちはこのような仕事を担っている人々を忌み嫌います。^{いきら} 鎌倉時代になると、このような人々を「穢多（えた）」「非人（ひにん）」などと蔑称^{べつしよう}で呼ぶようになります。この後、時代が進むに従って、この呼び名とともに、このような人々を蔑視するような意識が貴族から武士・一般民衆にまで広がっていきました。

History 2

室町～安土桃山時代の被差別民衆の姿

武士の時代になっても、「キヨメ」の役割を果たしていた人々は、蔑視され続けます。しかし、「キヨメ」を担っていた人々は、自分たちの技術を向上させていました。そして、ついにはさまざまな芸能や庭園・革製品など、今に引き継がれる文化を生み出していったのです。こうなると、時代を動かしていた武士たちも、一般民衆も、蔑視はしながらも、それらの文化を楽しむようになっていきます。

この後、時代は戦乱の時代へと突入していくことになります。戦国の時代には、鎧（よろい）などの武具をそろえるために「皮づくり」の技術が不可欠になっていきます。戦国武将たちは、こぞって「皮づくり」の技能を持つ人々を取り込むようになっていきました。蔑視されながらも、時代をたくましく生き抜いていった人々の姿が感じられます。

History 3

江戸時代の被差別民衆の姿

豊臣秀吉の兵農分離政策を引き継いだ徳川幕府は、それまで流動的だった身分を固定し、幕藩体制の安定を図ります。「天皇・公家」「武士」「僧・神官」のほかに、町に住む人々を「町人」、村に住む人々を「百姓」、そして、蔑視されていた人々を「穢多」「非人」などの身分とし、原則的に生まれながらに身分を変えられないようにしたのです。

江戸幕府や藩は、それぞれの身分ごとに役割が割り当て、「穢多」とされた人々には、死牛馬の処理や皮づくり・下級警察の仕事を、「非人」とされた人々には乞食をさせながら警備の仕事をさせたり、芸能などの仕事を取り仕切らせたりしました。住む場所についても固定し、戸籍のような制度もつくって、身分全体を制度として確立させてきました。

「穢多」と呼ばれた人々や「非人」と呼ばれた人々は、厳しい差別や排除にさらされながらも、農業や皮づくりなどで、生活を高めようとしていました。皮の流通ネットワークをつくったり、皮の仕事で財を成したりした人々もいました。(ただし、身分はそのままでした。)

やがて、幕藩体制がゆらいでいくようになると、幕府や藩は身分制度を引き締めるために、さまざまな差別法令を出すようになります。すると、年貢も納め、与えられた役割も果たしてきたという自負を持っていた被差別身分の人々は、そのような差別法令に立ち向かっていくようになります。このようなたたかいとして有名なのが、「渋染（しぶぞめ）一揆」です。

また、被差別身分の人々が持っていた人体解剖（腑分け）^{ふわ}の技術は、その後の医学の発展にも貢献していくことになります。（『解体新書』『蘭学事始』）^{らんがくことはじめ}

History 4 明治時代の被差別民衆の姿

明治政府は近代国家の確立をめざして、さまざまな改革を進めていきます。その中の一つが、いわゆる「解放令」です。「穢多」「非人」などの身分呼称を撤廃し、「平民」とするという法令で、被差別身分の人々はこの法令に歓喜しました。しかし、各地で解放令反対一揆が起こったり、新たにつくられた戸籍（じんしん 戸申戸籍）には、「新平民」と記載されたりするなど、一般民衆の中の差別意識はあまり変わりませんでした。

さらに、江戸時代に身分に対する役割として保護されていた皮づくりの仕事は、大きな資本家に奪われていきました。社会の差別意識の中で、十分な仕事も得られず、皮づくりの仕事をしていた人々の生活は急速に悪化していました。

このような被差別身分の人々の状況に対して、各地で有志による改善運動・融和運動が立ち上がっていきます。しかし、この運動は「差別されている人々の身なりや行いが改善されれば差別をされなくなる」という考え方に基づいていたため、肝心の一般民衆の差別意識は温存されたままでした。この時の「同胞融和」という言葉が、その後の「同和」の語源になったと言われています。

差別を受けていた人々が住む集落の生活が悪化していったため、その集落に対する偏見が増長され、身分に対する差別意識は集落（部落）に対する差別意識へと変貌していきました。これが、「部落差別」のはじまりです。

History 5 大正時代～戦前の被差別部落の姿

大正時代には、いわゆる「大正デモクラシー」と呼ばれる民主主義・自由主義的な運動が花開いていきます。普通選挙運動や労働運動、女性解放運動などが生まれていく中、被差別部落の人々も立ち上がっていきます。それまで行われてきた改善運動・融和運動の限界を指摘し、自ら立ち上がって部落差別をなくしていく水平社運動が生まれたのです。1922年（大正11年）、京都市で開かれた全国水平社創立大会で読み上げられた「水平社宣言」は、日本初の人権宣言であると言われています。

全国水平社の立ち上げは、全国の被差別部落の人々の立ち上がりにつながっています。佐賀県では、全九州水平社に続き、佐賀県水平社が創立されます。（1923年／大正12年）

1933年（昭和8年）には、現在の香川県高松市の被差別部落出身の青年が、部落外の女性と自分の身元を明かさずに結婚しようとしたとして、誘拐罪で有罪判決を受けます（「高松結婚差別事件」）。これに対し、全国水平社の松本治一郎たちは、福岡から東京まで差別裁判取消要求請願行進を実行し、全国の仲間とともに青年たちの釈放と裁判官らの退任を勝ち取ります。こうして、部落差別をなくすたたかいは、全国的なたたかいへと発展していったのです。

History 6

戦後～昭和時代の被差別部落の姿

全国水平社は、戦時下の1942年（昭和17年）に大政翼賛体制に組み込まれ、自然消滅します。しかし、戦後の1946年（昭和21年）、部落解放全国委員会を結成（1955年に部落解放同盟と改称）し、部落差別をなくす運動が再開されました。

「基本的人権の尊重」を掲げた日本国憲法のもとでも、被差別部落の厳しい生活実態は変わりませんでした。人々の差別意識の中で、教育や就労の機会が奪われ続けていたからでした。このような中で、1965年（昭和40年）に国の同和対策審議会は「同和問題（部落問題）の解決は、国の課題でもあり、国民的課題である」という内容の答申を出します。この答申に基づき、1969年（昭和44年）から、同和対策事業が実施されていくようになりました。この事業の対象となった地区は、行政用語として「同和地区」と呼ばれるようになりました。

同和対策事業の実施により、住宅や道路といったハード面の改善は一定前進しましたが、就職差別や結婚差別といった心理的差別に基づく差別の実態は依然として残りました。大きな差別事件としては、被差別部落の所在地をまとめた書籍を多くの企業が買い取っていた「部落地名総鑑事件」、20才の若者の命を奪った「宿毛結婚差別事件」、冤罪であると言われながら未だに再審が実現していない「狭山事件」などが起こりました。

被差別部落の人々は、このような差別の実態に対して、さまざまな改善運動に取り組んでいきました。その中で、3大成果と言われるのが以下の3つです。

①義務教育の教科書無償化

義務教育教科書は、当初有料だったため、被差別部落の子どもたちは、教科書が買えませんでした。しかし、日本国憲法の「義務教育はこれを無償とする」という一文を学んだ高知県のある被差別部落の母親たちによって、義務教育教科書無償化運動が始まりました。その運動は全国に広がり、1969年（昭和44年）に義務教育教科書の完全無償化が実現しました。

②0才児保育の実施

被差別部落の親たちは、厳しい経済状況ゆえに、乳飲み子を背負いながら、行商などを行っていました。母親の背中で凍死した子どももいました。そんな状況を開拓するために、被差別部落の人々は部落の中に自分たちの保育所を建て、0才から保育を受けられるようにしました。そのことが全国に広がって、今では当たり前のように0才児保育が行われているのです。

③全国統一用紙の制定

これは簡単に言えば、履歴書の改善運動です。以前は、履歴書は形が決まって居らず、会社ごとに自由につくられていました。その中には、本籍、家族の収入、家の畳の数、血液型など、本人の能力・適性に関係のないことを書かせるものも多くありました。そのような中で、被差別部落の子ども、外国にルーツを持つ子ども、一人親や両親がいない子ども、経済的に厳しい家庭の子どもたちが、書類審査で落とされていったのです。そのような実態をなくすために、本人の能力・適性に関係のないことを書かせない「全国統一用紙」がつくられ、今ではすべての高校生がこの用紙だけを提出しています。

このような成果からも、差別をなくす取組（運動）はすべての人の幸せにつながっていることがわかります。しかしその一方で、同和対策事業は「なぜ、あそこばかりよくなるのか」という「ねたみ」意識を生み出しました。また、「何かあつたら、すぐに集団で来る」「怖い」というような部落解放運動に対する偏見も広がっていました。

History 7 今の被差別部落の姿

2002年、国の同和対策事業は法切れを迎えることになりました。今、部落解放運動も、人権の確立された社会づくりをめざして、あらゆる人権問題の解決をめざす広範な人権ネットワークづくりに取り組まれています。

しかし、情報化社会の進展に伴い、新たな差別の実態も生まれてきています。それは、インターネット上の差別的な書き込みの問題です。このような書き込みが、部落問題について学んでいない人を差別者にしてしまう事件が続発しています。また、弁護士や行政書士・司法書士による戸籍の不正取得事件も全国規模で発生しました。このような中、部落解放運動は「差別禁止法の制定」や本人以外の請求によって戸籍が取得されたことを知らせる「本人通知制度の確立」に取り組むようになってきています。

部落差別は見えにくくなっていますが、未だに結婚差別に悩む青年や、我が子にふるさとのことをどう伝えればいいかを悩んでいる親の姿があります。このような課題を克服していくために、教育の力がこれまで以上に重要になってきています。被差別部落の人々にとっては、日々のくらしこそが差別とのたたかいです。教育に携わるわたしたち教職員は、無関心や「寝た子を起こすな」的な考え方に入ることなく、被差別部落出身の子どもや外国にルーツを持つ子ども、「障がい」のある子ども、経済的に厳しい家庭の子どもなど、社会的に不利益を被りやすい子どもたちを差別から守り、子どもたち自身に差別を乗り越えていくための力を育んでいく必要があるのです。自分やすべての人の幸せのために差別をなくすのです。

History 8

まとめ ~どこがまちがっていたのか~

History 0で、「わたしたちが習ってきたことは、まちがいだった！」と書きました。具体的に、何がまちがいだったのかを整理します。

- 江戸時代の身分制度は、「土・農・工・商・えた・ひにん」でした。
- 江戸幕府は、人々の不満をそらすために、被差別身分をつくりました。
- 被差別身分の人々は、人が嫌がる仕事をさせられていたために、差別されました。
- 被差別身分の人々は、厳しい差別の中で、貧しい暮らしをしていました。
- 「解放令」が出されても、ひどい差別が続きました。こんな差別はおかしいですよね。かわいそうですよね。つらい思いをする人がいなくなるように、みんなで差別をなくしていきましょう。

江戸時代の身分は、実際にはHistory 3に示したような身分であり、「土・農・工・商・…」というような身分ではなく、以前習ったようなピラミッド構造の上下関係もありませんでした。「武士」が支配身分であり、「百姓」「町人」などそれ以外の身分は被支配身分でした。さらに、「穢多」とされた人々や「非人」とされた人々は、地域コミュニティから排除されてはいましたが、社会の中で重要な役割を果たしていた人々だったのです。

また、江戸幕府は人々の不満をそらすために被差別身分をつくったのではなく、それまで存在していた流動的な身分を固定化していったのでした。「人が嫌がる仕事」とは、あくまで周囲の差別意識による見方であり、その仕事は今も残る文化や医学の発展に寄与するような重要な仕事でした。江戸時代の被差別身分の人々の中には、誇りを持って仕事の技術を高め、財を成した人々もいました。また、不合理な差別に対してもしたたかにたたかった姿がありました。

いわゆる「解放令」が出された明治時代以降も、厳しい差別の中で被差別部落の人々は命をつなぎ、のちの「水平社運動」や「部落解放運動」を生み出しています。被差別身分の人々や被差別部落の人々は、実は「差別されたかわいそうな人々」ではなく、「差別とたたかってきた人々」だったのです。本当にかわいそうなのは、差別に縛られ、差別することが自分自身を貶めることに気づいていない差別する側の人間です。したがって、差別をなくすことは、差別を受けている人々のためにするのではなく、自らを差別から解放し、自分らしく幸せに生きていくためにするものなのです。子どもたちに部落史を教えていく際には、まずわたしたち教職員が自分の価値観や意識を確認してから、授業づくりに望んでいきましょう。